

1 狭山丘陵景観重点地区における景観影響行為の届出（第43条）

件数	届出日	地番	景観影響行為の区分	備考
1	25.12.10	岸2-6-5 岸2-6-6	建築物の建築（住宅）	色彩 外壁 2.5Y7.5/1.5（強調色 2.5Y5/1） 屋根 N2
				緑化 敷地内 13.62 m ² /134.83 m ² 接道部 11.37m/20.37m
2	25.12.27	岸3-14-3	建築物の建築（住宅）	色彩 外壁 5RP6/1（強調色 2.5YR2/2） 屋根 N3
				緑化 敷地内 10.08 m ² /71.74 m ² 接道部 8.4m/15.957m
3	26.1.15	本町6-8-1 本町6-8-6	建築物の建築（住宅）	色彩 外壁 3.4Y8.3/1（強調色 7.4PB2.2/1.29） 屋根 7.4PB2.2/1.4
				緑化 敷地内 61.24 m ² /329.67 m ² 接道部 0m/2m（適用除外）

2 開発事業の件数（第4章）

種類	規模（m ² ）						
	500～ 1,000未満	1,000～ 2,000未満	2,000～ 3,000未満	3,000～ 4,000未満	4,000～ 5,000未満	5,000以上 （大規模）	合計
宅地分譲 （5区画以上）		2（2） 16区画					2（2） 16区画
集合住宅 （15戸以上）		1（※） 20戸					1 20戸
中高層建築物 （10m超）							
一定規模以上の建築物 （延べ・敷地500m ² 以上）	1 1棟	2 2棟	1 1棟				4 4棟
ペット霊園、運動場、 自動車販売場							
駐車場							
その他（開発許可を要 する上記以外の事業）							
合計	1	5（2）	1				7（2）

備考 （※）一定規模以上の建築物にも該当（延べ面積1,289 m²）
 件数の（ ）内の数値は、都市計画法の開発許可を要するものの件数で内数